

第三日 平成三十年六月十三日

開 議 午前九時五十八分

○議長（野呂日出男君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第一、報告第三号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第三号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第三号は承認することに決定しました。

日程第二、報告第四号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

藤崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例ですけれども、説明された内容は、限度額を五十四万円から五十八万円

にするというような内容を主にしているんだというようなことでありましたんですけれども、今条例のその他の軽減措置も変更があるんだというようなことでありましたんですけれども、その辺もうちょっと具体的に説明していただけたらなと思うんですけれども。

○議長（野呂日出男君）

税務課長。

○税務課長（阿部 悟君）

お答えします。

今回の国保条例の一部改正についてですが、主な改正内容とすれば、課税限度額が基礎分で五十四万円から五十八万円になるということと、軽減判定所得については、二割軽減基準額が、現行四十九万円から五十万円になると。それと、五割軽減基準額が二十七万円から二十七万五千円になるということでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

国保の運営あるいは財政が、県が主体になってやっていくと。ただし、国保の保険料だとか徴収などは自治体がやっていくというふうに大きな制度変更のある年度であるわけなんですけれども、今年度について国保税を値上げするというようなことを検討している段階なのか。その辺はどういうふうなことでいくつもりなのかですね。現行どおりやってみようというのを基本としているんだと思いますけれども、その辺はどういうふうな、現在スタンスなのかお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

町長 平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

青森県の国保連の理事もやっておりますので、かなめかなめの会議のほうには私も出席してきているところでもございます。

浅利議員ご存じのとおり、平成三十年度からいわゆる市町村単位の枠組みから都道府県に移行したいということでございます。

先般も新聞等で各市町村の国保税、あるいは今後に向けての算定した変更値等も示されたところでもございますが、我が町とすれば、当面現状維持のまま、町民の理解、国保に加入している方の理解のもとに保険料・税は、そういうふうな形で推移を見守っていきたいということで、今すぐ値上げとか値下げとか、そういう考え方は今ないというところでございます。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

後期高齢者医療も県単位の運営、それから国保の運営についてもそのようになるんですけども、私は国保税が、国保加入者の子育て世帯で恩恵を受けているけれども、税の負担は収入がある程度ある人は、国保税が高いというような問題も含まれておりますので、引き下げも含めて検討すべきことだというふうに思っておりますけれども、今年度については、引き下げ、引き上げは検討の段階には入っていないんだというようなこといでもよろしいんですね。担当者のほうもよろしいですか。

○議長（野呂日出男君）

税務課長。

○税務課長（阿部 悟君）

今、町長がおっしゃったとおりでございます、それで考えてございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他に質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第四号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第四号は承認することに決定しました。

日程第三、報告第五号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

本報告、専決処分した事項ですけれども、親法といいますか変わったことに伴うものだと思うんですけれども、実体的にですね、藤崎町の承認企業立地計画に従って設置された企業というのは、過去三年には一件なり二件なり、ゼロではないかと思ったりもしてるんですけれども、実績としてはあったんでしょうか、無いんでしょうか。その辺の実態はどうなってるんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榊 淳一君）

お答え申し上げます。

この藤崎町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例でございますけれども、過去三年、今までこれに該当する施設は無いものでございます。

これにつきましては、立地企業が青森県のほうに計画を策定の上申請し、承認されるという必要がございます。

また、条件といたしましては、減価償却資産や土地、家屋の取得総額が二億円以上という、そういう条件等があります。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

二億円以上というそういうふうなですね、その辺の制約は町村にとってはですね、緩和すべきものではないかというふうに私は思っておるんですけども。

そこで質問は、今回はいわゆる産業集積の形成から地域経済牽引事業の推進に資するようなものに変えていくんだと、承認地域経済牽引事業に。というふうな言い方をしているんですけども、これによって業種なり、従来ですと製造業だとか、情報通信業だとか、IT産業だとか、というふうなことなんですけれども、その業種も幅広くなるんでしょうか。と言いますのは、私、ふるさと藤崎会に行ってきたのは、結局ふるさとの人頑張っているというのもあるんですけども、あれほどの大きな人口があって、なおかつそれぞれが、それなりに暮らしていけるというのは、やっぱり様々な業種が、

サービス業も含めてあるから一極集中が成り立っているのか、継続されているのかというふうな思いも強く持ったというのが、今回のふるさと藤崎会に行ったときの感想なんですけれども。

今回の条例の改正によってですね、業種が幅広くなったというようなものなんでしょうか。その辺はどういう理解をすればよろしいのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榎 淳一君）

お答え申し上げます。

これにつきましては、青森県で津軽地域の基本計画の概要というものを策定してございます。その中にありまして当地区は、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、研究所等が指定の業種にされてございます。計画に変更はないものでございます。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

実績もゼロだったと。県に出さなきゃならないというようなこと、それから弘前区域というか、二重三重に網がかかっていることが……。町長にお聞きします。むしろやりにくくしているのか、厳格に厳選するからいいのか。その辺の企業立地推進に関してですね、固定資産税を減免して企業誘致するということについてなんですけれども、町長の思いなりその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

町長 平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

確かに、地方すみずみまで雇用拡大、あるいは若者定住のための企業立地は、これは国土均衡した形で言えば、まだまだ東北、山陰とかその地域はですね、少のう感じてございます。

ただ、基本法である国の取り決めとか、県のまた取り決めとかありまして、或いはまた、東北六県においてもですね、立地を強化するために特段、特例も出していると都道府県もあると、私は認識しているところでもございます。県でもそういう対応もしていますけれども、ただ一市町村、例えば一村、一町とかでそのことに傾注すれば、それはそれでいいんだろうけれども、私はやっぱり今の時代、県と市町村が連携して広域で企業立地して雇用拡大を図るべきと、そういう考え方を持っています。

ですから、弘前定住自立圏においては、首長、市長も替わりましたことですし、その辺もにらみながら、どんどんどんどん意見を出していきたいと、そう思っています。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第五号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第五号は承認することに決定しました。

日程第四、報告第六号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第六号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第六号は承認することに決定しました。

日程第五、報告第七号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第七号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第七号は承認することに決定しました。

日程第六、報告第八号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成二十九年度藤崎町一般会計補正予算（第八



回) ) を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

議案は平成二十九年度の一般会計の補正予算についての専決処分だと思いますけれども、ページ数でいきますと十七ページですね、社会保障・税番号の事です。八目の電子計算費の社会保障・税番号制度システム整備業務委託料が、二百二十六万円程減額になっているんですけれども、システム整備業務が減額になった主なる理由と言いますか、かからなかったからというようなことかもしれないんですけれども、主なる理由については、どういうことなんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榎 淳一君）

お答え申し上げます。

今回の電子計算費の二百二十六万六千円の減額でございますが、契約する段階に当たりまして、当初計上していた金額よりも契約金額が下がったことによるものでございます。

内訳といたしましては、旧姓併記対応業務が百五十一万二千円の減、統合宛名システムが五十九万四千円の減、福祉システムが十六万円の減となったことから、今回減額させていただいたものでございます。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

他にありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

社会保障・税番号システムによって、結果的に三月末なら三月末には、このカードと言いますか、それはどのぐらい作られたものなのでしょうか、藤崎町では。その辺はどうでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（清野健志君）

お答えします。

平成二十九年度の実績としては、交付枚数百六十九枚であります。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

他にありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ページ数でいきますと・・・給食費のことです。教育費負担金が、十二ページで給食費負担金が中学校で百三十一万、小学校で四十三万円程減っているというようなことで、歳出のところの二十二ページにですね、賄材料費が百九十五万円程減りました。というようなことでありました。

委員会の説明の中で、給食費の父母負担金は一食当たり、小学校で三百円、中学校で三百二十円程だという説明も受けたんですけども、私が聞きたいのは、いわゆる日数が確定して減額になったんだろうと思いますけれども。もう一つあの、いわゆるアレルギー体質と言いますか、そういうようなことで弁当持参しているような人もあるというふうに、教育委員会の会議録には書かれておりました。アレルギー体質で弁当持参しているという方は、小学校、中学校でどれくらいいらっしゃるのか、大体でよろしいので説明していただけたらなと思います。

○議長（野呂日出男君）

給食センター所長。

○学校給食センター所長（清水裕行君）

弁当持参に関しては、全体で十四名でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

小中学校合わせて十四人というようなことでよろしいんですか。

○議長（野呂日出男君）

給食センター所長。

○学校給食センター所長（清水裕行君）

小学校で十三名、中学校で一名でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

委員会で説明受けた中で、給食費を納めていない人は一名程あるんだというようなことも説明されたんですけども、その中で私は、もう一つ要望しておいたのはですね、町長にお聞きいたします。いわゆる教育費の負担軽減というのを、悪いということじゃないんですけども、国も取り組もうというようなことで、幼児教育のいわゆる住民税非課税世帯とかの負

担を軽減することから始まって、国全体でも教育費の負担軽減に取り組もうということでやって、青森県内でも給食費を軽減する、或いは又無償化まで踏み込むという自治体も生まれておるんですけれども、町長この、弁当と怪我は自分持ちだというのは、長い風習というか常識みたいのでありましたけれども、義務教育の無償化とかという方向であれば給食費の負担軽減も考えるべき時期にも来ているのかなと思っておりますんですけれども、町長は給食費の負担軽減、無償化等についてどのようなお考えなのかお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

町長 平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

給食の件に関してのお話ですが、子育て支援全体、教育の環境を整えるという解釈で、私の持論を申し述べたいと、そう思っております。

例えば、地方交付税は、様々な教育、或いは産業育成、或いは福祉、そういうものにすみずみまで市町村で考えなさいよということで、地方にも交付税が交付金決定なされています。しかしながら、年間十六兆円前後の国費として地方に交付金として繰り出しされていると。その中で、各々の市町村が全国で一千七百十八の市町村がありますけれども、各々の市町村が独自の企画立案をして、子育て強化とか福祉対策の充実とか色々やってきているところでもございます。

ただ私は、例えば国会議員との重点要望の説明会、或いは県と町村との色々なやりとりの中で、やっぱり子育て強化、子育てしやすい環境は国策でやるべきだと。例えば財政が厳しい隣の市なんかは、やりたくても医療費減免の対応方とかできないわけですね。せめて義務教育課程終わるまで、中学三年生終わるまでは、平準化した子育て強化は国策でやるべきだという持論を持って色々、大島議長やら国会議員にお話しさせていただいているところでもございます。その分地方に繰り

出す地方交付税の減額をしてでもそれをやるべきだという持論は唱えているところでもございます。

しからは、藤崎町ではどういう対応するのかという、そういう質問でございましたので、私の持論はですね、あくまでも子育て強化は国策でやるべきだという持論もありますけれども、なかなか地方にある程度基本的に拡充したものは、各市町村にお任せしているというのも、今の国の考え方でもあるように思っております。

例えば、小さい村なんかは、非常に面積をかかえていれば人口規模にプラスアルファした形で地方交付税が算入されて、いわゆる高校までの無償化とか給食無償化とか、子ども達がパイが小さいものですから、何でもやり放題というところもあります。

ただ、我が町は小・中学校合わせて一千八十六人の児童・生徒がいて、あれもやりたいこれもやりたい、すべてをやりたいとなると近い将来は基金を取り崩してゼロにして、おそらく例えば自然災害とかの将来に備えるような基金が枯渇するだろうという思いで、優先順位をつけてやっているのが今の現状でございます。

給食費無料化を唱えているところも県内でもだんだん出てきておりますが、今の現状で例えば半額にするとか、全額ゼロにするとか、そういう考え方は教育委員会からも私のところには声がまだ出てきておりません。

ですから、何を言いたいかと言うと、いわゆる子育てしやすい環境は、やっぱり国で考えていくべき、そう思っているところでございます。

一昨年、町村会で、共和国ですからすべてが社会資本ではないと思うんですが、自由主義の中にあっても、いわゆる社会資本、社会主義をちょっと講じている国、北欧デンマーク、ノルウェー、フィンランドをいわゆる福祉、環境エネルギー、そして教育、国々分けて色々勉強してきましたけれども、北欧の教育は大学を卒業するまではゼロです。百パーセント大学に進学しています。ですからフィンランドの国際的な教育水準はナンバーワンなわけですね。

しからば税はどうであろうかという、例えば間接税は五パーセント、いわゆる直接税という消費税の話させていただきますけれども二十四から二十八パーセント。それでも将来に備えなくてもいいということで、不平不満が課税で国に納めても、なかなか国民からあがってこない。

しからばどれがいいかということは、なかなか難しいと思いますけれども、日本は税というのは非常に薄く広く集めているのかなと、そういう思いもしてございます。

ですから近い将来は、消費税の賦課を割合的に段階的に上げていって、教育に回すというのは、私は正解だと思っております。ま、そのくらいで勘弁して下さい。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

町長から貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

私もフィンランドやオランダ、ぜひ行って見たい国だなと思っているところでありますけれども。それと、やっぱりあの子育て支援、ここまで自治体が頑張ってきたわけですから、国の制度としてやるべきだという町長のお考えに大賛成なところであります。

それで私、最後に補正といいますか報告、専決処分のところでお聞きしたいのはですね、農業振興費についてであります。二十ページのところですが、振興野菜作付支援事業費補助金が減額になっておるんですけれども、その減額の理由なり要因なりわかっていたらお知らせしていただきたいなと思っているところです。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（佐々木泰人君）

お答えします。

これは、事業費の確定でございます。平成二十九年度の事業費の確定でありますけれども、この額で平成三十年度は少なく予算化しております。以上です。

（何の作付けに対応した・・・そういう話もうちょっと詳細に説明しなさい。わからなければ休憩を求めなさい・・・の  
声あり）

○議長（野呂日出男君）

暫時休憩します。

休 憩 午前十時三十分

---

再 開 午前十時三十二分

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（野呂日出男君）

他にありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

町長にお聞きいたします。

今、いわゆる野菜作付支援事業、これは食彩館といいますか、あれとも関係して、ふやそうというようなことだったんだ

と思うんです。現場でも食彩館でもですね、地場ものをふやして、食彩館といいますか食彩テラスといいますか、そこと連携してやろうという試作のようなあれだったんだと思うんです。確かに、ニンニクも食彩テラスの目玉商品の特徴の一つになるし、ならせなきゃいけないしというふうな思いもあるんですけれども。

私が町長にお聞きしたいのは、ニンニクの場合、労働力の確保という問題ともう一つは、病気といいますか、線虫などの病害虫の問題もあるんですけれども、病害虫の取り組みも強化しなきゃならないことじゃないかなと思っておるんですけれども、その辺の認識はどういうふうに町長としては受け止めていらっしゃるのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

町長 平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

二十ページの振興野菜、果物もひっくるめてですね、浅利議員はニンニクを例えて、線虫を例えて話しましたけれども、例えば今年度は開花が早く平均気温が低いままリンゴの開花を迎えました。いわゆる農家そのものが、そのこといち早く察知して、通常十日間隔のところ一週間とか八日間隔でかけても、なおかつ寒かった、あるいは雨量が多かったということで、津軽全域が黒星病が蔓延しているところでもございます。リンゴに例えれば、昨日おととい、わい化りんご研究会で青空教室やって、藤崎の弘前大学の農学部のリング園のほうで、約三十人くらい集まって、農家を激励しながら私もマイク持っていますね、「へこたれるな」と、我々は自然の恵みを受けて米作ったり、リンゴ作ったり、野菜作ったりしていると。ただ、今の現状では、黒星対策にてきめんの薬剤が無いというのが、これは全国的な課題でもあります。

ですから、県のりんご協会の技師さんも来てましたけれども、これは、県、りんご協会、あらゆる農協さんもひっくるめてですね、研究機関に直談判して研究費を国でなんぼかでも助成しながらでも開発するべきだという働きかけも我々必要な



のかなと、そう思っております。

今、ニンクの話がリングになりましたけれども、すべてどの作物も病気との闘い、あるいは自然災害との闘いになると、そう思っておりますが、いい方向に導くために、やっぱり首長、議員、そしてJAさん、それから各関係する機関との連携をもっともっと強化して、これは農家のやる気をそがないような対応をしていくべきだと、そう思っております。

よって、私も今、りんご協会の病虫害マスターに首長として行くことにしました。十九日です。そしたら首長が一人しかいないのでご挨拶して下さいというようなお話もいただきましたけれども。色々な意味で、色々な場所で、色々な機関に訴えていきたいと、そう思っております。町単独で、例えば農薬助成とかなんとかの話もある議員からも若干ありました。けれども、それはなかなか財政厳しくて、今すぐの対応はできないというような話で、私のほうからも丁重な話もさせていただいたところでもございます。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第八号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第八号は承認することに決定いたしました。

日程第七、報告第九号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成二十九年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第五回））を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第九号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第九号は承認することに決定いたしました。

○議長（野呂日出男君）

日程第八、報告第十号専決処分した事項の報告の件（食彩ときわ館増改築工事請負契約の工期延長について）を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

本専決処分は、食彩ときわ館の改築工事ですけれども、変更後は四月の十五日にしたんだと。議会も三月議会で町長に専決処分を与えることに同意をしておるわけなんですけれども。

それではですね、四月十五日完成時に、工期が十五日ですから、建物それから外構工事といいますか、これを四月の十三日なら十三日にやったということなんですか。それとも何か私どもへの提案、三月議会での説明では、建物は切り離して引き渡しを受けて、その後外構をやるんだとかという説明をしていたんですけれども、実態的には完了検査や或いは又引き渡しというのは、どういう手順でなされたんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

地方創生推進室長。

○地方創生推進室長（森 篤君）

お答え申し上げます。

建物につきましては予定通り行いまして、残りの部分につきましては四月十五日の完成でございます。その後に駐車場の舗装工事を行いまして、事業費のほうは確定ということでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

本来、当初の契約はですね、三月二十六日までに建物も外構工事もやって引き渡すという契約だったんですよね。それを軟弱地盤があるとか、入口のほうで工事しているとかという理由で延ばしたんですよね。ですから、なんかあの建物の引き渡しを先にやって、後から全体というか外構というのは、極端に言えば例外的な措置をとったというふうに通常理解すべきだと思うんですけれども、というふうに私は認識しておるんですけれども、どういうふうな理解なんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

町長 平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

この件については、冬期間のいわゆる融雪工事、そして盆過ぎのプレハブを設置して仮設の直売所で販売した経緯もございます。いわゆる、国土交通省のご協力もあってですね、入口が八メートル幅の工事を十メートルに二箇所、国交省の予算をもってやっていただく、これがそもそも十二月で終える予定でございました。

しかしながら、国土交通省は、藤崎のここに限らずですね、県全体の工事箇所が相当ありまして、着工したのが年明けからやって三月の中頃までかかったということで、いわゆる基本的には確かに雪の中の工事もありましたし、様々な因果関係があって、建物本体は三月中に出来ましたけれども、いわゆる後ろの舗装、外構工事がちょっとかかるということで、半月延ばしたところでもございます。特段のご理解をしていただきたいと、そう思っております。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

以上で報告第十号を終わります。

○議長（野呂日出男君）

日程第九、報告第十一号水道料金に係る権利放棄の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十一号を終わります。

○議長（野呂日出男君）

日程第十、報告第十二号集排使用料に係る権利放棄の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

なんか議長、さっきあの報告の承認を求めるところ飛ばしたなというふうに、私としては思っておるんですけども……。工期延長のこれは、工期延長期間内にやるに良いそれなりの条件があったというふうに思っておりますんで、私は報告、承認できないということを改めて表明しておきたいと思っております。

さて、報告のですね、使用料に係る権利放棄の件ですけれども、ま、一名の分だと言っておるんですけれども、この水道と集排使用料の権利放棄の人は同じ人なんでしょうか。その点についてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。

水道並びに集排使用料、同じ方でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

四、五年分なのかなというふうに思うんですけれども、権利放棄する期間というのは、何年分ぐらいに当たるものなんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。

滞納は、一番最初に始まったのが平成二十二年の七月分の集排分からでございます。それで、結果的に平成二十九年の三月分までの分でございますが、この間ずっと滞納しているわけではなく、飛び飛びに支払いがあったということでございます。

す。この方は、自営業を営んでおられた方で、給水停止の措置をとるという連絡をした際に、一ヶ月なり二ヶ月分を支払うということが繰り返されたわけでごさいます、まるっきり給水停止してしまうということは、営業の再建の芽をつんでしまうということで、当方としてもなかなかまるっきり止めるということが出来なかったわけでごさいます、結果的に自己破産ということで債権放棄という結果になったものでございます。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

そうすればですね、最後聞きたいことを答えたと思ってるんですけども、一、二ヶ月分はその方は払ったと、しかしながら蓄積していったと、どういう業種の人だというふうなことは聞きませんが、いずれにしても最後はその方から自己破産手続き、法的な処分をしたから我々としてはどうか、町としては権利放棄をせざるを得ないというふうな結論になったというふうなことなんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。

この方は、自己破産後、町外のほうに転出されまして、そちらのほうで生活保護を受けたということで、将来にわたって回収する見込みが無いということで債権を放棄したものでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

以上で報告第十二号を終わります。

○議長（野呂日出男君）

日程第十一、報告第十三号平成二十九年度藤崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十三号を終わります。

○議長（野呂日出男君）

日程第十二、報告第十四号平成二十九年度藤崎町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十四号を終わります。

○議長（野呂日出男君）

日程第十三、報告第十五号平成二十九年度藤崎町下水道事業会計継続費繰越計算書の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十五号を終わります。

○議長（野呂日出男君）

日程第十四、諮問第三号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから諮問第三号を採決いたします。諮問第三号は原案のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、諮問第三号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第十五、議案第二十三号藤崎町教育委員会の委員の任命の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十三号を採決いたします。議案第二十三号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十三号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第十六、議案第二十四号藤崎町教育委員会の委員の任命の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十四号を採決いたします。議案第二十四号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十四号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



日程第十七、議案第二十五号藤崎町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十五号を採決いたします。議案第二十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十五号は原案のとおり可決されました。

日程第十八、議案第二十六号藤崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十六号を採決いたします。議案第二十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十六号は原案のとおり可決されました。

日程第十九、議案第二十七号藤崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十七号を採決いたします。議案第二十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十七号は原案のとおり可決されました。

日程第二十、議案第二十八号藤崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十八号を採決いたします。議案第二十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十八号は原案のとおり可決されました。

日程第二十一、議案第二十九号藤崎町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十九号を採決いたします。議案第二十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十九号は原案のとおり可決されました。

日程第二十二、議案第三十号藤崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十号を採決いたします。議案第三十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十号は原案のとおり可決されました。

日程第二十三、議案第三十一号財産の取得の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十一号を採決いたします。議案第三十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十一号は原案のとおり可決されました。

日程第二十四、議案第三十二号財産の取得の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十二号を採決いたします。議案第三十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十二号は原案のとおり可決されました。

日程第二十五、議案第三十三号工事の請負契約の件を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

工事の請負契約の件、特に役場本庁舎機能強化ということで、これまでも説明も受けてきたところなんですけれども、本入札ですね、公募型指名競争入札を行ったというふうにあるんですけれども、公募型指名競争入札の内容、どういう内容だったのかと、技術的な点、地域的な点ですね、その辺はどのようなふうな公募型指名競争入札だったんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榊 淳一君）

お答え申し上げます。

設計金額が概ね二億円以上の工事の場合、公募型指名競争入札としてございます。その中にありまして、今回は共同企業体の募集ということになってございます。

共同企業体の代表者の要件でございませけれども、青森市、弘前市、黒石市、平川市及び南津軽郡のいずれかに本店を置いていること。及び平成二十八年、二十九年度の青森県有資格建設業者名簿におきまして、建築一式工事で特A級に決定されていることとでございます。

また、代表者以外の構成員でございませけれども、青森市、弘前市、黒石市、平川市及び南津軽郡のいずれかに本店又は支店を置いていること。及び青森県有資格建設業者名簿におきまして、建築一式工事でA級以上に決定されていること。このような条件となってございます。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

今、詳しい説明もしていただいたんですけれども、共同企業体方式でこれを実施するというのはですね、指名審査会で決めたことなんですか。どこで、どういう理由で決めたことなんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榎 淳一君）

お答え申し上げます。

指名審査会で決定してございます。大規模かつ技術難度の高い建築工事等におきまして、当該建築工事の規模等によりまして、共同企業体の方法をとることが必要と認められたということで、共同企業体でということに決定してございます。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

他にありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

この役場庁舎の機能強化のですね、工事についてはですね、工期は三月二十二日までというふうに我々にも提案し、そのことも含めて承諾を求めているというふうに理解しておるんですけども、その中で、一般の役場利用者にですね、できるだけ迷惑をかけないようにしようということも前も説明もされていたやに思っておるんですけども、工事の工程実施、施工に当たってですね、一般利用者に迷惑をかけないように、特に一階部分はあるわけでありまして、その辺はどういう配慮をして工事を施工なさるのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（能登谷英彦君）

これから落札業者と詳細につめていく予定でございますけれども、お客様はもちろんですけれども、職員も常駐しておりますので、工事によっては移動することもありますし、土曜日、日曜日をかけて工事をするというようなことも想定してございます。できるだけ、お客様、職員に迷惑にならないように事業を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十三号を採決いたします。議案第三十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十三号は原案のとおり可決されました。

日程第二十六、議案第三十四号工事の請負契約の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十四号を採決いたします。議案第三十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十四号は原案のとおり可決されました。

日程第二十七、議案第三十五号平成三十年度藤崎町一般会計補正予算（第一回）案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

三十年度の補正予算、ページ数でいきますと九ページに当たりますけれども、総務費の財産管理費であります。この中で、

十三節不動産鑑定業務委託料、百十八万円程計上されているんですけども、この内容はどういう委託料を予定して見込んでいるのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榎 淳一君）

お答え申し上げます。

不動産鑑定業務委託料、百十八万五千円の追加でございますけれども、社会福祉法人伸栄会から藤崎保育所、西中野目保育所、小畑保育所の譲り受けに関する要望が、平成三十年五月一日付でありましたことから、この土地及び建物の評価をしていただくための委託料を計上させていただいたものであります。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

そうしますとあの、伸栄会さんですね、新しく保育園なりこども園なりを建設したいというようなことも表明されているのでしょうか、ということについてはどうなんでしょうか。だから譲り渡してほしいとかというふうな内容になっているのでしょうか。経過をもうちょっと明らかにしていただきたい。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（清野健志君）



お答えします。

伸栄会とは二度ほど有償譲渡について協議はしておりますけれども、伸栄会側では、新たに園舎を構築するという意向ではございません。あくまでも現有の園舎を譲り受けたいということでもあります。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にありませんか。浅利直志君。

同じ九ページのところでありますけれども、企画費の中に負担金補助及び交付金百四十万円程見込んでいるんですけども、これはどういう内容なのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榎 淳一君）

お答え申し上げます。

この一般コミュニティ助成事業補助金百四十万円でございますけれども、歳入のほうにも同額の百四十万円ございます。これは、自治総合センターの助成を受けまして、今年度は柏木堰町内会のコミュニティ備品を整備するために助成するものでございます。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

同じページのところなんですけれども、職員退職手当組合負担金というのがですね、百六十六万円程減額補正をされてい

るんですけれども、一般管理費の中に区分されている退職手当組合負担金ですけれども、これも細かい話と言うよりもですね、全体的に職員が減っていけば、これも減っていくという関係でもあるんでしょうけれども、この百六十六万円程を減額した理由は主にはどういう理由なんですか。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（能登谷英彦君）

退職手当制度はですね、一定の金額を積み立てしておいてですね、退職者が多いときには、その基金を取り崩して対応するというようなことから、退職者がふえていけば特別積立もふえていくということが続くわけです。一定の金額を積み立てた後に退職金を支払っていったら、一定の金額から下がらない限りは通常の負担金で終わるわけですが、今回はあくまでも当初予算に計上した額と現行のこれくらいでいいんだということが判定できましたので、異動等の人件費に合わせて、今回減額させていただいたものでございます。

○議長（野呂日出男君）

他にありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十五号を採決いたします。議案第三十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十五号は原案のとおり可決されました。

日程第二十八、議案第三十六号平成三十年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第一回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十六号を採決いたします。議案第三十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十六号は原案のとおり可決されました。

日程第二十九、議案第三十七号平成三十年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十七号を採決いたします。議案第三十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十七号は原案のとおり可決されました。

日程第三十、議案第三十八号平成三十年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第一回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十八号を採決いたします。議案第三十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十八号は原案のとおり可決されました。

日程第三十一、議案第三十九号平成三十年度藤崎町水道事業会計補正予算（第一回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十九号を採決いたします。議案第三十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十九号は原案のとおり可決されました。

日程第三十二、議案第四十号平成三十年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第一回）案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ページ数でいきますと五十四ページでございますけれども、資本的支出に関わる建設改良費でありますけれども、補正予定額が百十三万円程補正したということで、改良費二億八百六十九万円程ですよというふうになった補正の理由と、今回どの地域を工事するのかということについてはどうでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。

今回の補正につきましては、人事異動に伴う人件費の補正のみでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十号を採決いたします。議案第四十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十号は原案のとおり可決されました。

日程第三十三、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり決定いたしました。

日程第三十四、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、所管事務調査のため閉会中の継続調査の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり決定いたしました。

日程第三十五、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。平成三十年七月十二日、青森市において県下町村議会議員研修会、並びに藤崎町「ふれあいずーむ館」において中南津軽郡町村議会議員懇親会が開催されることになっております。これに派遣したいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本件は派遣することに決定いたしました。

これをもって本定例会の会議に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、平成三十年第二回藤崎町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時十三分

地方自治法第二百二十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 野 呂 日 出 男

署名議員 前 田 信 一

署名議員 奈 良 岡 文 英

署名議員 小 野 稔